

審 査 基 準

平成 2 5 年 3 月 2 8 日 作成

法 令 名 : 大規模地震対策特別措置法施行令
根 拠 条 項 : 第 1 2 条 第 1 項
処 分 の 概 要 : 緊急輸送車両の確認
原権者 (委任先) : 島根県知事、島根県公安委員会
法 令 の 定 め :
審 査 基 準 : 車両の使用者の申出を受けた島根県公安委員会は、当該車両の使用目的が次のいずれかを満たすこととなると認めるときは、確認を行うものとする。 1 強化地域内の居住者、滞在者その他の者の円滑な避難を図るために必要な車両であること。 2 地震防災応急対策に従事する者の緊急輸送を行う車両であること。 3 地震防災応急対策に必要な物資の緊急輸送を行う車両であること。 4 2、3以外の場合であって、地震防災応急措置を実施するための緊急輸送を確保するため必要な車両であること。
標 準 処 理 期 間 : 2 日 以 内
申 請 先 : 隠岐支庁、東部・西部県民センター、警察署
問 い 合 わ せ 先 : 島根県警察本部交通部交通規制課
備 考 :